

## 経済通貨同盟に対するリベラル政府間主義の説明力についての一考察

A study of explanatory power of Liberal Intergovernmentalism toward the Economic and Monetary Union

井上 淳<sup>1</sup>

<sup>1</sup>大妻女子大学比較文化学部

Jun INOUE<sup>1</sup>

<sup>1</sup>Faculty of Comparative Culture, Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

キーワード：経済通貨同盟，ユーロ，EU，リベラル政府間主義

Key words : Economic and Monetary Union, Euro, EU, Liberal Intergovernmentalism

### 抄録

ギリシャに端を発する財政、債務危機で一部では崩壊まで懸念されたユーロだったが、現在は「真の経済通貨同盟へ」の標語のもと、それまで取り組まれてこなかった財政同盟や銀行同盟に向けた取り組みすら進んでいる。EUを分析する理論研究は、それぞれがそうした動向に対する説明能力をもつことを示すために、様々な論考を展開している。本論文は、そのうち、EU理論研究の一大学派を形成しておりEU統合を説明する「ベースライン」だと自らを位置づけているリベラル政府間主義 (Liberal Intergovernmentalism) を取り上げ、その説明力を検証する。

リベラル政府間主義は、危機後の取り組みがEU内の債権者であるドイツの国益、選好を反映したものであると議論している。ただ、多くの加盟国が参加する制度にかかる選択が特定加盟国のプロフィールで説明されるという結論は、リベラル政府間主義の特徴である選好形成、政府間交渉、制度選択という3段階のモデルを必要としない説明になりかねない。ドイツの意見が、リベラル政府間主義のいう「トランスアクション・コストが下がる」ものだと受け入れられた理由や背景を説明する必要がある。また、欧州中央銀行による国債買い入れ (OMT) 決定のように、危機後の対策の全てがドイツの意見の反映ではない。こうしたリベラル政府間主義に見られる説明不足がその静的かつ短期の視座に起因するのであれば、考慮しなければならない問題である。

そこで本論文は、経済通貨同盟の提案から今日に至るまでのEUの取り組みを概観した。歴代の経済通貨同盟に関する取り組みは、特定加盟国の国益の反映ではなく、その都度の制度選択は完全な解決でもなかった。経済通貨同盟には、経済や金融面でEUをリードしているドイツよりも、ドイツ・マルクを抑えて対称的な通貨関係を希求するフランスが積極的になっていた。ただ、その制度的なデザインは、フランスの選好、国益通りにはならなかった。それはドイツとて同じであり、各国の国益はそれぞれ部分的にしか反映・採用されていなかったのである。

そのうえ、これまでのスネーク、欧州通貨制度、ユーロといった諸制度はいずれも「部分的」な解決、つまり未完成のまま徐々に進んできた。リベラル政府間主義は、この「部分的」あるいは「漸進的」にしか統合が行われていない事実、そしてその部分的な統合では各国の国益が単線的に反映されている訳ではないことを捉えなおすべきである。

初期の経済通貨同盟を実施する直前にこれが破綻したのも、フランスがスネーク (フロート) を離脱したのも、欧州通貨制度が当初不安定だったが1980年代に安定に転じたのも、ドラギ欧州中央銀行総裁がOMT決定にあたって意識したのも、いずれもドイツの通貨や経済政策を評価し、フランス (や危機後はギリシャなど) の通貨や経済評価を懸念する国際金融市場・投機の存在が鍵になっている。加盟国やEUの取り組みを評価する存在がいたからこそ、「部分的」に進められた統合がそれでよしとされることはなく次の危機を招き、加盟国がそれに取り組むことが求められた可能性がある。つまり、統合の進展を説明する際に、加盟国やEU (制度) だけでは説明できない何かを説明要因に加えねばならない可能性がある。今後の研究課題としたい。

## 1. はじめに

ギリシャに端を発する財政危機そして債務危機を経験したユーロは、一部で悲観的な観測を巻き起こして崩壊すら懸念されたものの、そのようなことにはならなかった。それどころか、近年は「真の EMU (a genuine Economic and Monetary Union)」あるいは「EMU の完成 (completing the Economic and Monetary Union)」という標語のもと、これまで加盟国の同意が得られず進展することがなかった EU (European Union: 欧州連合) レベルの財政同盟や銀行同盟に向けた取り組みが進んでいる。

それまで進まなかった統合が危機後に進んだことに注目した研究者たちは、近年、そうした動向を説明する研究を公刊している。そのなかでリベラル政府間主義 (Liberal Intergovernmentalism) は、危機後の EU レベルの取り組みを政府の選好形成、政府間交渉そして交渉の結果としての制度選択といった 3 段階のモデルを用いて説明、「真の EMU」へ向けた諸対応は EU 内の債権者であるドイツの意向を反映したものだ」と説明している。

ただ、現代ヨーロッパの政治経済をある程度知る者であれば、ドイツが経済面そして金融面 (ドイツ・マルクの国際的地位) において EU 内部で歴史的にかなりの影響力をもってきたことは自明である。そのことを踏まえると、リベラル政府間主義は、なぜ危機後というタイミングでようやく銀行同盟や財政同盟が進んだのかという説明もしなければならぬのではなかろうか。

本論文は、こうしたリベラル政府間主義の説明に対する疑問に取り組み、異なる理解を提供する方途を模索するものである。27 カ国が加盟する EU (19 カ国が使用するユーロ) における決定を、特定の加盟国の選好や国益を中心に説明することが果たして妥当なのだろうか。妥当だとしたら、なぜ特定加盟国の選好や国益が交渉を経て選択されるに至ったのだろうか。それまで問題があると指摘され続けながらも改善されてこなかった事案に対して、なぜ危機後に取り組もうという選好や国益があらわれ、制度に反映されたのか。

以上のような問題意識に基づいて、本論文ではまず、近年の研究動向とそのなかにおけるリベラル政府間主義の主張を概観する。つづいて、リベラル政府間主義の短期的な視座および国益・選好中心のある種「合理的」な説明の危うさを、ギリシャ危機および欧州債務危機に対する取り組みの

流れのなかから指摘する (第 2 節)。そのうえで、交渉結果や制度選択が得てして国益のみでは説明することができないことを、経済通貨同盟の歴史的な取り組みのなかから明らかにする (第 3 節)。

## 2. リベラル政府間主義と危機後の説明の問題点

### 2.1. リベラル政府間主義の登場

1950 年代にヨーロッパ統合が進展すると、国家を超えて進む協力をどのように理解、説明したらよいかという (そして一時期は国際統合の将来をも見通そうとする) 研究が発展した。そこには、経済部門別統合 (欧州経済共同体) の推進を肯定的に捉えて非国家行為主体による統合の需要と推進に注目する学派 (新機能主義) と、ド・ゴール仏大統領の存在と 1960 年代半ばの欧州統合停滞を受けて国家の了承なしに統合は進まないと主張する学派 (政府間主義) とが存在した。その後今日に至るまで様々な理論や分析枠組が提唱されてきているものの、①二大学派である新機能主義あるいは政府間主義のいずれかを支持する、②いずれかの弱点 (批判されている点) を改善しようとする、③両者を折衷しようとする、④両者が見落としている視点を指摘する、のいずれかの観点から展開されているものがほとんどである<sup>[1]</sup>。

本稿が注目するリベラル政府間主義は、1990 年代にモラブチック (Andrew Moravcsik) によって提唱、展開された分析枠組である。その名の通り彼は政府間主義の流れをくみ、EU 統合はあくまで各国が国益をぶつけ合う政府間交渉の結果として説明可能だと主張した。具体的には、政府の選好形成、政府間交渉、そして EU レベルの制度選択の 3 段階で統合の進展を説明可能だとして、過去の EU における大きな制度設計 (欧州経済共同体を創設するローマ条約や 1992 年域内市場統合計画を進めた単一欧州議定書) を膨大な一次資料および二次資料を用いて説明してみせた (それゆえ、彼の論考は非常に長くなる傾向がある)<sup>[2]</sup>。

EU が国家の締結する条約によって運営され、その政策決定が加盟国政府代表による会議 (理事会) で決定されている以上、政府間主義的な説明を待たずとも、加盟国が了承することができる統合は進むがそうでないものは停滞するものである。それにもかかわらず、1992 年域内市場統合計画、マーストリヒト条約締結、そしてユーロ発行と順調に統合が進んでいるように見えた 1990 年代に上

記のような主張を展開したリベラル政府間主義は、1990年代後半にEUが共通外交政策で苦慮し、冷戦終結後の安全保障上の脅威の転換（例：国内紛争、テロ）をめぐる米欧対立などを経て世界政治における現実主義的な要素が強まると支持を得て、EU研究において一大学派を形成するに至った。

## 2.2. 財政・債務危機とリベラル政府間主義

2009年にギリシャの財政赤字粉飾が発覚した後、アイルランド、イタリア、スペイン、ポルトガルといった加盟国の過剰財政赤字も立て続けに発覚し、危機の波及が懸念された。巨額の財政赤字が発覚したのはいずれもユーロ参加国であったため、ユーロの不安定化が懸念された。これに対してユーロ参加国そしてEUは危機に瀕する加盟国への支援を決定、欧州金融安定ファシリティ（European Financial Stability Facility: EFSF）、欧州安定メカニズム（European Stability Mechanism: ESM）を設けた。

支援と同時に、財政監視のしくみも整備された。2011年からは各国の予算・財政政策を相互監視するヨーロッパ・セメスターが実施された。ユーロ発行後の各国の財政赤字を抑止するしくみであった安定成長協定（後述）の不備を正すべく、Six-packそしてtwo-packといった法令がそれぞれ2011年と2013年に整備された。また、2013年3月には「経済通貨同盟における安定、協調、統治に関する条約（Treaty on Stability, Coordination and Governance in the EMU: TSCG）」が発効し、安定成長協定で実効性をもたせることができなかった財政均衡義務遵守を徹底した（単年の財政赤字がGDP比0.5%を超えないように国内法、可能であれば憲法に定めた上で、財政赤字比率が規定を超えた場合には是正メカニズムが発動し、制裁が科される）。

さらには、2012年6月にはユーロ圏首脳会議で銀行同盟創設が合意され、それまで加盟国が有していた銀行監督権限をユーロ圏に、銀行破綻処理権限もEUに移すことになった。一連の動向<sup>[3]</sup>は、ユーロ発行当初から指摘されていた「金融政策はEU（欧州中央銀行：ECB）に移ったが、経済政策と財政政策は加盟国の権限に残ったままで」、「資本市場が自由化されユーロを発行していながらEUに銀行監督権限がない」<sup>[4]</sup>といった制度的不備を埋めるかのようであった。

こうした動向はEUの理論研究を刺激し、理論研究者は危機後の制度発展をどのように説明するのかをめぐって各学派の説明力を競った。2015年には、『Journal of European Public Policy』誌（22巻2号）が「European integration in times of crisis: theoretical perspectives」と題した特集を組むなど、危機後の統合の進展を説明しようとする理論研究が刊行されている<sup>[5]</sup>。

一大学派を形成しているリベラル政府間主義もまた、自説が危機後のEUの展開に対しても説明力を有すると主張した。リベラル政府間主義者たちは、危機が相互依存関係によるコストを上昇させ、社会的グループ間に異なるコストとベネフィットをもたらす（非対称的な関係となり）、政府は現状維持よりもトランスアクション・コストが下がる協力を選択、その交渉結果は債権者であるドイツの選好を反映した形になったと説明した<sup>[6]</sup>。

これまでリベラル政府間主義は「grand bargain」と呼ばれる加盟国政府代表が参加する条約改正交渉に対して説明力をもつと理解されてきたが、近年の研究はそれ以外の事例、とりわけ日常的な政策形成においても適用可能であることを示そうとしている。提唱者であるモラブチック自身はリベラル政府間主義が統合を説明する理論の「ベースライン」だとい<sup>[7]</sup>、21世紀のEU統合の説明にリベラル政府間主義がなお有効だと主張している。

## 2.3. リベラル政府間主義の問題点

ただ、ドイツという特定加盟国の国益なり選好なりにもみ焦点があたるリベラル政府間主義の説明には、若干の疑問が残る。

まず、多くの加盟国が参加している制度にかかる意思決定を債権者という特定加盟国のプロフィールで説明してしまうのは、その実、国益（選好）形成、政府間交渉、制度選択という3段階のモデルを必要としない説明になりかねない。ドイツはEUのなかで輸出国であり続け、それゆえ経済力が相対的に上位であり、通貨（ドイツ・マルク）の力も強かった。ユーロ発行後は各国の国債利回りがドイツのそれと乖離しないよう配慮されており、その意味でドイツは経済・金融面でのベンチマークであった。そこから危機後の制度設計が経済・金融面で影響力をもつドイツの路線に収斂したことは類推が可能であり、わざわざ理論を用いた説明を要するものでもない。

より説明が必要なのは、危機を引き金に（現状維持よりも）トランスアクション・コストが下がる協力がドイツの選好の反映であったのはなぜかという、いわば第2段階の政府間交渉の部分である。なぜ、他の加盟国がドイツ路線の解決策を「コストが下がる」と判定し受容したのか——別言すれば危機の原因に適切に対処するためにドイツの路線を採用しようとしたのはなぜか——を説明する必要がある。

ところがリベラル政府間主義は、危機後の取り組みを説明するにあたって、なぜ危機が生じたのかを射程にはおらずに危機管理を分析射程におくという<sup>[8]</sup>。モラブチック自身も、リベラル政府間主義は静的で短期的な政策決定を説明するツールだ<sup>[9]</sup>と位置づけており、危機の原因ひいてはユーロ発足時の欠陥にまで視座において説明する訳ではない。加盟国の選好形成時に考慮することはできるだろうが、モデルとしては危機の原因を探らずして危機への解決策である制度形成を議論する形になっているのである。リベラル政府間主義は、ある種「合理的」に制度が選択されると、すなわち国益に即して制度が選択されると仮定している。だが、ドイツがどのような制度を希求していたかという国益そしてそのドイツが金融や通貨の世界で影響力を有していたという事実だけで結果が説明されてしまうと、ドイツにとっては合理的な選択であることには疑いが無いが、他の加盟国にとって何がどのように合理的な選択だったのかという説明にならない。この事例については、敢えて3段階に分けて分析をする必要がなくなる。また、他の加盟国にとって当該制度選択が合理的だった理由は、必ずしも危機後の交渉時点に起因するものではなく、経済通貨統合の過程で得られた可能性がある（そのことを選好形成時に組み込んで制度選択を説明している可能性がある）。

次に、危機後の対策の全てがドイツ路線で決着した訳ではない。危機に瀕している加盟国、とりわけギリシャをはじめとする南欧諸国支援にあたっては、確かに債権者であるドイツが納税者との兼ね合いで当該国への緊縮政策実施など厳しい要求をした<sup>[10]</sup>。しかしながら、一連の取り組みにあたっては、ドイツの主張が通っていない決定も行われている。

詳しくは次節で扱うが、危機を克服するためには、加盟国やEUが南欧諸国に資金を供与するだ

けでなく南欧諸国の金融上のリスクを軽減する必要があった。そのため、欧州中央銀行（European Central Bank: ECB）は、2011年11月にドラギに総裁が交代すると、政策金利引き下げと銀行への資金供与を実行した<sup>[11]</sup>。2012年7月には、ユーロを守るためにはECBがなんでもすると表明し、それまでECBがしてこなかった（できなかった）国債買い入れ措置（Outright Monetary Transactions: OMT）を決定した<sup>[12]</sup>。一連のドラギ総裁の言動は危機の沈静化に貢献したが、ことOMTについてはリベラル政府間主義のいう「債権者」ドイツの反対<sup>[13]</sup>をおした決定であった。制度選択を説明するにあたって、リベラル政府間主義のようにその時点で最も支配的だった国益のみを軸に説明すると、見落とす事実が出てきてしまう。

上記のように、リベラル政府間主義の説明では、ある時点で行われた制度選択という結果をその時点における加盟国の選好と国益から「合理的」に説明しようとするばかりに、事実上「交渉の時点で強い影響力（経済力、金融力）をもった加盟国の主張する制度が選択される」というやや単線的な説明に落ち着いている。なぜ力や影響力をもつ加盟国の選好が制度設計に反映されるのか——別言すれば、なぜ他の加盟国はそうした特定国の選好を受容したのか（そちらの方が低コストだと選択したのか）——を説明する必要があり、そのためにはリベラル政府間主義が強調している短期的な時間視座を緩める必要があろうと考えている。ユーロに関する制度設計は、ユーロ発行当初から不完全だと指摘されてきた。その時にはドイツの国益や選好は反映されていなかったのか。ユーロ発行後から危機に至るまでの比較的安定した時期に、「欠陥のある」ユーロ制度設計が修正されなかったのはなぜか。なぜ危機後になって制度改革が進んだかを検討するためには、危機後の制度設計のみを検討対象にする訳にはいかない。

そこで次節では、ユーロに関わる過去の制度設計を検討する。交渉結果である制度選択が得て国益に基づく「合理的」な選択のみでは説明することができないことを、経済通貨同盟の歴史的な取り組みのなかから明らかにしたい。

### 3. 経済通貨同盟の歴史的展開：部分的な統合と危機の繰り返しのなかで

### 3.1. 当初の経済通貨同盟案の頓挫

単一通貨ユーロの発行は2002年だったが、その計画の発端は1960年代にさかのぼる。

1950年代末に西ヨーロッパ諸国の通貨交換性が回復すると、為替の変動が共同市場や共通農業政策に与える影響が問題視された。1960年代後半に西ドイツ・マルクとフランス・フランとの間に乖離が生じて20%以上の為替調整がなされると、いよいよEEC (European Economic Community: 欧州経済共同体) が進めていた関税同盟や共同市場、共通農業政策にとって障害になった<sup>[14]</sup>。

そのような流れのなかで経済通貨同盟が取りざたされたが、加盟国の国益は経済通貨同盟の実現でまとまることはなかった。1969年2月にバール案が提出され、短期通貨安定メカニズムの創設と中期的な共同財政支援のための資金提供が提案されるも、加盟国代表が集まる理事会では一部しか採用されなかったのである<sup>[15]</sup>。

そもそもフランスは、ド・ゴールが政権に就いている間は為替安定に関する基金をEECレベルで設けること(加盟国の準備からなる単一基金を創設すること)には関心があっても、国家を超えた権威や組織がEECに登場することは望んでいなかった<sup>[16]</sup>。西ドイツは、マルクに代わる新たな欧州通貨の創設には反対であり、事実上西ドイツの負担を意味する準備金設置にも難色を示していた<sup>[17]</sup>。ただ、ド・ゴール政権下で通貨統合を提案したポンピドゥーがフランス大統領に就任し、西ドイツでも政権が交代する(ブランド政権)と、イギリスの加盟(拡大)を迎えていたこともあり、拡大と経済通貨同盟が討議され、経済通貨同盟についての検討会であるウェルナー・グループが発足した。

ウェルナー・グループでは単一通貨への移行、資本移動の完全自由化、経済政策決定機構の創設、中央銀行創設が検討されたが、各国の意見は対立した。とりわけ経済政策の収斂が十分に確保されてこそ為替変動幅縮小が可能だと主張する立場(ドイツ、所謂「エコノミスト」と為替協力の完成、通貨統合の進展を優先する立場(フランス、所謂「マネタリスト」との隔たりが大きく、1970年の閣僚理事会では一部の合意のみにとどまった。それでも紛糾した部分は先送りにして、3段階、10年計画で経済通貨同盟の達成をうたったウェルナー報告が発表された<sup>[18]</sup>。ところが第1段階に入

る直前、ドルから資金が流れて切り上げ圧力がかかった西ドイツ・マルクがフロートへ移行、頓挫した。

この時代、EECが着手していた共同市場や関税同盟などの政策への影響を最小限に抑えるために、為替についてのEECレベルでの対応が求められ、経済通貨同盟が計画された。しかしながら、経済通貨同盟案作成過程で加盟国(とりわけ主要加盟国であるフランスと西ドイツ)が完全には同意することができず、妥協の結果進められることになった段階的な経済通貨同盟という制度すら、外からの影響(投機)もあり成立しなかった。

### 3.2. 為替協力へ

ところが、ニクソン・ショック(金ドル交換停止)、変動相場制への移行を通じて、事態は新たな段階を迎えた。まず、ニクソン・ショック後の1972年4月、EC (European Community: 欧州共同体、1967年にEECから名称変更)は対ドル変動幅よりさらに狭い変動幅で加盟国通貨間の為替相場を維持することを決定した(トンネルのなかのヘビ)。しかしながら6月には、翌年の新規加盟に向けて為替協力に参加していたイギリス、アイルランド、デンマークが離脱、1973年3月にはイタリアが離脱した。

世界が変動相場制に移行すると、EC諸国は対ドル為替相場については変動させつつも加盟国通貨間の変動幅は維持しようとした(トンネルから出たヘビ、共同フロート)。ところが、今度は石油危機のあおりを受けたフランスが1974年に為替相場協力から離脱、1975年7月の復帰を経て1976年3月に再離脱した。戦後から維持されてきた金ドル本位制、固定相場制度が崩壊する過程でEC加盟国は互いの通貨が安定するような協力システムを維持しようとしたものの、世界レベルの制度変更および石油危機を前に加盟国間の協調は乱れ、フランスにとっては本来回避したかった「ドイツ・マルク圏のみのスネーク(ミニ・スネーク)」を許す形になった。

ただ、スネークから離脱した加盟国も残留した加盟国も、それぞれに経済低迷、輸出不振による不況を招いた。その結果、加盟国は改めて為替協力に乗り出すことになった。1977年にはジェンキンスEC委員長が、経済通貨同盟に関する言及を重ねるようになった。1978年にEC委員会が経済

通貨同盟をアクション・プログラムに取り入れると、西ドイツ首相シュミットとフランス大統領ジスカール＝デスタンの主導で通貨に関する新たな協力が模索され、1979年3月から改めてEC諸国通貨間の為替協力であるEMS (European Monetary System: 欧州通貨制度)を開始した<sup>[19]</sup>。

EMSでは、スネーク時代と同様、各国の中心レートを定めてその上下の変動幅内で加盟国の通貨が変動するようにした。ただし、過去の投機によるスネーク崩壊の経験から、投機に対する早期警戒システムを備えるようにし、各国通貨のバスケット通貨である欧州通貨単位 (European Currency Unit: ECU) も創設した。

離脱した加盟国が再び合流する様はあたかも統合が進展したかのように映るが、EMS発足に至る1978年の交渉過程は、国益の応酬であった。フランスはスネーク時代の中心レートと変動幅 (パリティ・グリット) は西ドイツ・マルクに有利であり加盟国通貨間の関係が非対称的だと考え、バスケット通貨であるECUを中心に据えようと企てた。またフランスは、ECレベルで為替介入のための基金を設けることによって、強い通貨を有する加盟国が弱い通貨を有する加盟国を支援するような仕組みを企図した。こうした目論見は、ECに独立した中央銀行ができない限り賛成しないと主張する西ドイツに拒否された。各国の金融政策と財政政策にかかる基本方針が相違しているため、為替相場協力から踏み込むことができないまま制度が運営された<sup>[20]</sup>。

EMSは何度かレートの再調整を余儀なくされ、フランスはマルク切り上げを求め西ドイツはフランスに切り下げを求めるといった雰囲気は何度か起こったが、1983年ごろから双方が歩み寄るようになった。西ドイツはフランスの国内経済修正が可能になるようにマルクを切り上げ、フランスは西ドイツの経済路線 (インフレ抑制) へと切り替えるなどしたのである<sup>[21]</sup>。こうした歩み寄り、とりわけフランスによる経済政策の転換は為替再調整の回数減少につながり、EMSという制度自体への安定に寄与した。それでもEMSはあくまで為替にかかる協力であり、1960年代に提案された形の経済通貨同盟には至っていなかった。

### 3.3. 域内市場統合から再度経済通貨同盟へ 経済通貨同盟が改めて提案されたのは、1980年

代半ばだった。EC委員長にドロールが着任すると、彼は域内市場統合だけでなく通貨問題も条約改正に取り上げようとした<sup>[22]</sup>。域内市場統合を1992年までに完成させるためにはECの意思決定方法の変更等が必要で、そのためには条約改正のための政府間会議を開催する必要がある。ただその政府間会議において、ドロールは当初、西ドイツやオランダ、イギリスの反応を懸念して経済通貨同盟を持ち出さなかったという<sup>[23]</sup>。

西ドイツとりわけドイツ連邦銀行は、通貨の基金が創設された結果資金が移転するものの、資本の自由移動は完全には達成されずに肝心の経済通貨同盟にも至らないという事態を招くことは避けたい。政府間会議では西ドイツの主張が通り、新たな条約 (単一欧州議定書) に経済通貨政策の協力 (経済通貨同盟) という章が条約に設けられたが、次の条約改正なしに通貨同盟がさらに進展するこがはなくなった<sup>[24]</sup>。こうして、西ドイツが慎重に経済通貨同盟を認めるかわりに、フランスは域内市場統合とも関係する資本移動自由化を認めることになった。フランスと西ドイツはそれぞれに譲歩したが、西ドイツは経済通貨同盟への態度を軟化させたものの、まだ承認をした訳ではなかった。

一方のフランスは、単一欧州議定書発効後も為替レートの調整にあたってどうしてもマルクが評価されこれを中心に動く仕組みを修正、変更したい、すなわち諸国通貨間の対称性を追求したいと考えた<sup>[25]</sup>。そのためには、西ドイツとりわけドイツ連邦銀行を説得する必要があった。ドイツ連邦銀行は物価が不安定になるような通貨同盟、経済的な収斂のない通貨統合、条約改正による権限 (独立性) 付与のない新たな通貨関係機関の創出に強く反対してきたためである。そこでフランスは、1987年の独仏友好条約25周年というタイミングを機に二国間の金融経済評議会の開催を提案した。西ドイツはドイツ連邦銀行の独立性が維持されること、エリゼ条約を変更するものではないという条件付きで了承した<sup>[26]</sup>。フランスは西ドイツ・マルクとの対称性確保のために単一通貨と欧州中央銀行の発足を考えるようになり、西ドイツはインフレ対策と財政赤字削減、資本移動自由移動のもとでの大幅な経済収斂を求めた<sup>[27]</sup>。

西ドイツは1988年前半の議長国職を活用し、加盟国首脳が集まる欧州理事会において資本移動自

由化のためのガイドラインを採択したが、コール首相はなお通貨同盟に懐疑的であった。5月、フランス大統領にミッテランが再選されると、経済通貨同盟へ向けた動きがさらに推進された。コール首相は6月に開催されるハノーバー欧州理事会に向けてドロール EC 委員長と私的に会談、資本移動自由化を進めるなら通貨同盟へ進むことを認めると合意した。ハノーバー欧州理事会では、経済通貨同盟を研究するためのドロール委員会を発足させた<sup>[28]</sup>。首脳間の会議では経済通貨同盟に向けた委員会が発足したものの、ドイツ連邦銀行はその独立性が阻害されると警戒していた。

翌1989年4月にドロール委員会による報告書が発表され、6月の欧州理事会ではドロール報告書が承認された。このなかで、経済通貨同盟

(Economic and Monetary Union: EMU) は経済統合と通貨の統合という不可欠の2つの部分からなること、それゆえ相互に同時並行的に実現されなければならないとうたわれた<sup>[29]</sup>。また、経済通貨同盟の推進のために条約を改正して各国の決定権限を共同体レベルに移行する必要性に合意し、その段階的実現が決定されなければならないとした。ただウェルナー報告とは異なり、経済政策や財政政策については、ドロール報告では最終段階でも各国の権限に残るとしていた<sup>[30]</sup>。

こうして、段階は条約改正交渉とその結果としての条約締結という、経済通貨同盟の具体的な制度デザインの段階へと移った。このとき、経済通貨同盟の在りようを決定づけたのは、冷戦の終結とその後に続いた東西ドイツ統一であった。ドロール報告後もなお、コール首相は政府間会議の開催に積極的になることができなかつた。一方、フランスは1989年後半の議長国であり、何とかコール首相を説得して経済通貨同盟の政府間会議の開催に同意させようとした。1989年11月にベルリンの壁が崩壊すると、東西ドイツ統一に向かう交渉やその後に控えた総選挙との関係で、コール首相は条約改正のための政府間会議開催の開催を了承することができないでいた。また、冷戦終結を受けて、経済通貨同盟だけでなく政治同盟を並行して進める必要性も感じていた。他方のフランスは、冷戦終結による地政学的影響、とりわけ西ドイツの東寄りの外交を懸念していた。実際に東西ドイツ統一は、フランスが直接あるいは間接的に（アメリカやソ連を介して）止めようにも実を結ばず、

コール首相は東西ドイツ統一に向けて着々と動いていた。このような動きに対応するためには、東西ドイツ統一は止められずとも、政府間会議のスケジュールを進めて条約改正そして経済通貨同盟を不可逆なものにする必要があった。フランスは強く、そして粘り強く（何度も）二国間交渉を重ね、政府間会議開催への同意を獲得した<sup>[31]</sup>。

経済通貨同盟は3段階で実施されるとマーストリヒト条約で定められることになるが、条約を改正するための政府間会議では第2、第3段階のタイミングと内容、先行国と後発国の2段階で統合を実施するか否かで交渉が繰り広げられた。第2段階として、後の ECB になる欧州通貨機構

(European Monetary Institute: EMI) を1994年に設立することが決まった。この EMI をめぐっては、この時点で実権を有する組織にしようとするフランスと、実権をもたせるのは最終段階でありそれまでは参加国の権限を統制しないようにしようとするドイツとの間で議論がなされた。その結果、EMI に独自の資金をもたせて加盟国が希望するなら外貨準備を管理できるようにするが、EMI はあくまで加盟国の協調を図る組織だという位置づけで妥協した<sup>[32]</sup>。一連の交渉過程では、政府間会議に積極的でなかったドイツとりわけドイツ連邦銀行に配慮した、あるいは事実上金融面で対外的に信頼の高いドイツ政府（およびドイツ連邦銀行）の主張が通った形になっている。

第3段階への移行については、「過半数」の加盟国が物価上昇率の収斂、長期金利の収斂、予算における年間財政赤字の対 GDP 比 3% 以下の遵守、政府債務残高の対 GDP 比 60% 以下の遵守、為替相場切り下げの2年間未実施といった5つの経済基準（マーストリヒト基準）を満たしていると判断されたら開始されることになった。このような交渉結果が出るまでには、財政赤字をめぐってドロール EC 委員長ならびにフランスとドイツとの間で意見の隔たりがあった。第3段階への移行が「過半数（当時加盟国数は12だったので7カ国以上）」を条件にしていたのは、スペイン、ポルトガル、イタリアに大きく関係していた<sup>[33]</sup>。ドイツは、過剰な財政赤字を抱える加盟国に対する罰則を設けることを提案、フランスとドロールはこれが財政政策の中央統制にあたると反対していた。この事実は、ユーロ発行後の展開を考慮すると非常に興味深い。また、物価安定は、ドイツ連邦銀行が従

来から踏襲してきた路線であった。さらに ECB の独立性についてもドイツが強く要求、最終的にはフランクフルトに本部が設置されるなど、ここにもドイツの意向が反映されている。フランスは加盟国通貨間の非対称性をなくすために経済通貨同盟を提案し、これを不可逆的にすることには成功したが、その交渉過程ではドイツ路線を引き継がざるを得ない様子が浮き彫りになった<sup>[34]</sup>。

このような内容を定めたマーストリヒト条約は調印・批准されたが、イギリスとデンマークは適用除外を受けて不参加、条約発効後に加盟したスウェーデンもユーロには参加しなかった。ユーロは、当初は条件を満たすことができなかつたギリシャも含めて、2002年の流通開始を迎えた。

#### 3.4. ユーロの欠陥：財政・債務危機を経て「真の EMU」へ

共通通貨ユーロは発行しれたものの、そこに全加盟国が参加した訳ではなかつた。また、経済通貨同盟のなかで行われたことも完全ではなかつた。たとえば、ユーロ参加国はマーストリヒト基準が定めた指標においては経済的収斂を果たしてはいるが、それ以外の経済的な収斂は達成されていなかった<sup>[35]</sup>。グローバル化が進む金融の世界において単一通貨ユーロを使った越境取引が増加しても、国際金融市場に参加する金融機関の監督権限が EU レベルに移った訳ではなかつた。ユーロ参加国の金融政策については EU/ECB に権限が移ったが、経済政策や財政政策は加盟国の権限に残されたままだった。

さらには、ユーロ参加後も財政赤字を出さないようにするために、加盟国は安定成長協定

(Stability and Growth Pact: SGP) を締結してはいたが、2000年代前半に EU 内の大国であるドイツやフランスが立て続けに財政赤字を出しても是正手続きが回避された上に判断基準が変更される<sup>[36]</sup>など、その実効性に疑問符がついた。リーマン・ショックは EU ならびに加盟国の協力で乗り越えたものの、その際の支援に起因する財政負担や一部加盟国における不動産バブルの崩壊など<sup>[37]</sup>が、EU 発の危機の引き金を引くことになった。

2009年に発覚したギリシャの財政赤字は、同じく財政赤字に直面していたアイルランドやポルトガル、ひいてはイタリア、スペインへも波及した。危機に直面した国に対して EU は、EFSF や ESM

の創設を通じて資金面の支援を決定した。

同時に、危機の原因となった財政健全化のための取り組みも進められた。EU は 2011 年に、加盟国の予算サイクルを相互監視するヨーロッパ・ゼメスターを導入した。安定成長協定の不備を是正して予算や財政赤字監視の強化と経済ガバナンスの強化を目指した「six pack」そして「two pack」といった諸法令がそれぞれ 2011 年と 2013 年に整備され、一部加盟国を除いて締結された財政協約が 2013 年 3 月に発効した。

共通通貨ユーロの中央銀行である ECB は、政策金利の引き下げ、銀行への資金供与、加盟国への支援を実施した。2011 年 11 月に ECB 総裁に就任したドラギは、敏感に反応する金融・債券市場に対して「ユーロを守るためには何でもする」(2012 年 7 月)と発言して市場の安定を図り、2012 年 9 月には OMT をドイツの反対をおして採択して過敏に反応する市場への対応を試み、事態の沈静化に成功している<sup>[38]</sup>。

さらに 2015 年には、欧州委員会委員長をはじめ EU 主要 5 機関の長による連名の文書が発表されてまでに「真の EMU/EMU の完成」を実現することを促し、財政同盟、銀行同盟、政治同盟を達成し、成長や雇用も含めて EMU における経済・財政ガバナンスの改善を進めることになった。とりわけ銀行同盟においては、2012 年 6 月にユーロ圏首脳会議で銀行同盟創設が合意され、銀行監督権限をユーロ圏に、銀行破綻処理権限を EU に移すことになった<sup>[39]</sup>。ECB が銀行監督を実施することができるようになり、所定の自己資本要件に反した(あるいは反するおそれのある)銀行に介入して是正措置を取るよう求めることができるようになった。金融機関を ECB の下で単一に監督し、万一金融機関が破綻した場合の破綻処理メカニズムや預金保護制度も EU レベルに設けた<sup>[40]</sup>。

確かに一連の交渉過程、とりわけギリシャに対する融資問題では債権国であるドイツの意向が強く反映されてはいる。が、国際金融市場に対して「バズーカー」とも呼ばれた処方を実施したのはドラギ ECB 総裁であり、それは必ずしもドイツの意向を反映したものではない。また、一連の法制度整備が EU の設立条約を改正せずに済まされている点も重要である。設立条約を変更すると批准の手間、とりわけ国民投票が義務になる加盟国もあり、それが事態沈静化や迅速な対策実施および



導入の障害にもなり得た。急を要する作業には、加盟国は条約を改正しない制度整備で合意することができたのである。

#### 4. 考察と結語

経済通貨同盟には、経済や金融面でEUをリードしているドイツよりも、どちらかというドイツ・マルクを抑えて対称的な通貨関係を希求するフランスが積極的になっていた。ただ、その制度的なデザインは、フランスの選好、国益通りにはならなかった。

共同フロートではイギリス、イタリアをはじめフランスが国益に基づいて離脱した。結果、ドイツやオランダが共同フロートに残る形になったものの、フランスはEMSで自ら復帰することになった(それどころか通貨協力を推進した)。そのEMSでは、フランスが西ドイツの経済路線(インフレ抑制)に転じたことによって安定期を迎えた。単一欧州議定書では通貨に関する規定を設けることができたが、これは逆に条約を改正しない限り経済通貨同盟が進展しないことを確認する形になってしまった。そして実際に経済通貨同盟を条約(マーストリヒト条約)に盛り込む過程では、フランスが一貫してドイツを交渉参入に促しつづけた。その見返りにフランスは資本の自由移動のみ、東西ドイツが統一されたことによる欧州の地政学的変化を受け入れ、ECBの在りようを受け入れ、過剰な財政赤字を抱える国に対する罰則設定を容認した。その意味では、実際の制度設計にあたってはずっとドイツの路線が採用され、ドイツの反応を見ながら進められたように見える。

が、そのドイツとて、元々は「エコノミスト」として通貨統合前の経済収斂を要請してきたし、強力な通貨を有する加盟国からそうでない加盟国への安易な財政移転に警鐘を鳴らしてきたものの、そうした要求もすぐには採用されなかった。経済収斂についてはマーストリヒト基準で一部の経済収斂が達成されたにとどまり、債務危機においては受入国に緊縮を求めたものの、制度安定のためには財政移転自体を拒否することはできなかった。つまり、フランス、ドイツの二大加盟国を取り上げてみても、歴代の制度設計は、いずれにとっても国益の完全な反映とはなっていないのである。各国の国益はそれぞれ部分的にしか反映・採用されていないのである。

それゆえ、リベラル政府間主義が指摘するようにギリシャなど危機に直面した加盟国への財政移転に関しては債権者ドイツの国益が通った一方、ユーロ圏やEUの金融の安定に寄与したのはOMTに言及したECBであるなど、必ずしも一国の国益、選好で全てが決まった訳ではない。そもそも、今回の制度改善は「真のEMU」を標榜しているだけに経済通貨同盟が完成するかもしれないが、これまでのスネーク、EMS、ユーロといった諸制度はいずれも「部分的」な解決、つまり未完成のまま徐々に進んできた。リベラル政府間主義は、この「部分的」あるいは「漸進的」にしか統合が行われていない事実、そしてその部分的な統合では各国の国益が単線的に反映されている訳ではないことを捉えなおすべきである。

統合がいつも「部分的」であったという点では、リベラル政府間主義よりも、加盟国の国益が障害となって完全な解決に至ることができないゆえに次の危機に遭遇すると主張する学派であり、リベラル政府間主義の変則適用を自認する「Failing Forward(失敗を経て立ち直す/次に繋がる失敗)」の説明の方が、より適切に統合の進展を捉えている。この議論の主要提唱者であるジョーンズたちは、各国はリベラル政府間主義のいう「最低の共通分母(lowest common denominator)」で交渉を妥結するので統合は失敗する(部分的な解決に落ち着く)が、それが次の危機を招いてこれに加盟国が「最低の共通分母」で対応するという繰り返しのなかでより深い統合へと至るといふ。脆弱なEUレベルの銀行規制が危機をもたらし、加盟国の対応は(ECBとは対照的に)部分的であり続けた。ただ、立て続く危機と緊急対応、継ぎ当て(patch)の繰り返しの過程でESMやOMTなど、金融機関をめぐる取り組みが整備され、EMUの進展をみたという<sup>[41]</sup>。

それでもなぜ平時ではなく危機の時により完全な決定をという話になったのかについては、説明がつかない。それは加盟国が積極的に制度選択をしようとして交渉するというよりは、何かに制度選択を迫られているからではないだろうか。その部分の追究が必要になる。そこでより注目されるべきは、統合が「部分的」に行われてきた過程で一連のヨーロッパの取り組みに影響を与え、時にヨーロッパの取り組みを評価する存在がいたことである。

初期の経済通貨同盟を実施する直前にこれが破綻したのも、フランスがスネーク（フロート）を離脱したのも、EMS が当初不安定だったが 1980 年代に安定に転じたのも、ドラギ ECB 総裁が OMT 宣言などで意識したのも、いずれもドイツの通貨や経済政策を評価し、フランス（や危機後はギリシャなどの）通貨や経済評価を懸念する国際金融市場・投機が存在が鍵になっている。加盟国の取り組みに対して評価する存在がいたからこそ、「部分的」に進められた統合がそれによいとされることはなく次の危機を招き、加盟国がそれに取り組むことが求められた可能性がある。つまり、統合の進展を説明する際に、加盟国と EU（制度）だけでは説明できない何かを説明要因に加えねばならない可能性がある。今後の研究課題としたい。

## 謝辞

本論文は、令和元年度（2019 年度）大妻女子大学戦略的個人研究費（S1909、研究課題名「「漸進する統合」のメカニズム：欧州通貨協力からユーロそして「真の EMU」へ」）による研究成果の一部、中間生産物に相当する論考である。結論部の「failing forward」についての研究、そしてリベラル政府間主義の競合理論である歴史的制度主義（Historical Institutionalism）や新機能主義（Neofunctionalism）の研究を踏まえて、なぜ経済通貨同盟が紆余曲折を経ながらも進展してきたかという上記研究課題の応答に相当する最終的な論考を、日本 EU 学会での学会報告（2019 年 11 月）および報告後の論文査読を経た後に公刊された『日本 EU 学会年報』第 40 号所収論文「理論研究と「真の経済通貨同盟」—統合の漸進を説明するアプローチの探求—」（2020 年 5 月、p.156-174）にまとめている。

戦略的個人研究費に採択された場合、研究期間中ないし研究期間終了後に本誌に投稿することが義務になっているが、研究課題にかかる最終的な論考が学術的査読にかけた専門誌に採用されたため、その前論になる本論文を本誌に掲載することをご容赦いただきたい。

## 注・引用文献

[1] EU に対する理論的アプローチの数々とその展開を把握することができるものとして、以下がある。Ben Rosamond. Theories of European Integration.

Palgrave, 2000; Antje Wiener and Thomas Diez. European Integration Theory. Oxford University Press, 2004; 井上淳. “域内市場統合と EU 統合理論研究：既存「理論」研究の批判的考察”. 域内市場統合における EU-加盟国間関係. 恵雅堂出版, 2013, p.19-38.

[2] モラブチックによる主要研究として、以下。Andrew Moravcsik. Preferences and Power in the European Community: A Liberal Intergovernmentalist Approach. Journal of Common Market Studies. 1993, 31:4, p.473-524; Andrew Moravcsik. The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht. UCL Press, 1998.

[3] ギリシャの財政赤字発覚から事態の展開、とりわけ危機における対応については、以下の諸文献を参照した。Amy Verdun. A historical institutionalist explanation of the EU's responses to the euro area financial crisis. Journal of European Public Policy. 2015, 22:2, p.223-230; Demosthenes Ioannou et al. European integration and the crisis: practice and theory. Journal of European Public Policy. 2015, 22:2, p.157-164; Douglas Webber. European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union. Red Globe Press, 2019, p.70-78, 83-86; Horst Tomann. Monetary Integration in Europe: The European Monetary Union after the Financial Crisis. Palgrave Macmillan, 2017, chapter 12; Dirk Leuffen et al. Differentiated Integration: Explaining Variation in the European Union. Palgrave Macmillan, 2013, p.148-152; Ledina Gocaj and Sophie Meunier. Time Will Tell: The EFSF, the ESM, and the Euro Crisis. Journal of European Integration. 2013, 35:3, p.239-253. 田中素香. ユーロ 危機の中の統一通貨. 岩波新書, 2010, V 章. 田中素香. ユーロ危機とギリシャ反乱. 岩波新書, 2016, I 章.

[4] 一例として、「Design Deficit」と指摘した Webber, 「EMU の E サイドが不完全なもの」と評価した Begg, 「flaw」と評価した Giavazzi, 「非対称的な統合」と称した Leuffen などがいた。Douglas Webber. European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union. Red Globe Press, 2019, p.64; Iain Begg et al. EMU and Sustainable Integration. Journal of European Integration. 2015, 37:7, p.804; Francesco Giavazzi and Charles Wyplosz. EMU: Old Flaws Revisited. Journal of European Integration. 2015,

- 37:7, p.723-737; Dirk Leuffen et al. Differentiated Integration: Explaining Variation in the European Union. Palgrave Macmillan, 2013, p.150-151.
- [5] 他に, 単一の研究書で様々な理論から統合を検討したものとして, 以下がある. Dirk Leuffen et al. Differentiated Integration: Explaining Variation in the European Union. Palgrave Macmillan, 2013.
- [6] Felix Biermann et al. Political (non-)reform in the euro crisis and the refugee crisis: a liberal intergovernmentalist explanation. Journal of European Public Policy. 2019, 26:2, p.251-252; Douglas Webber. European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union. Red Globe Press, 2019, p.43-55.
- [7] Andrew Moravcsik. Preferences, Power and Institutions in 21st-century Europe. Journal of Common Market Studies. 2018, 56:7, p.1649.
- [8] Demosthenes Ioannou et al. European integration and the crisis: practice and theory. Journal of European Public Policy. 2015, 22:2, p.164-165, quoting Frank Schimmelfennig. Liberal intergovernmentalism and the euro area crisis. Journal of European Public Policy. 2015, 22:2, p.177-195.
- [9] Andrew Moravcsik. Preferences, Power and Institutions in 21st-century Europe. Journal of Common Market Studies. 2018, 56:7, p.1665.
- [10] 田中素香. ユーロ危機とギリシャ反乱. 岩波新書, 2016, V章.
- [11] 田中素香. 同書, p.30-32.
- [12] 田中素香. 同書, p.37-42; Douglas Webber. European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union. Red Globe Press, 2019, p.78-83.
- [13] 田中素香. 同書, 2016, p.39-41.
- [14] ティートマイヤー・ハンス. 財団法人国際通貨研究所・村瀬哲司監訳. ユーロへの挑戦. 京都大学学術出版会, 2007, p.29.
- [15] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.36-44.
- [16] Kenneth Dyson and Kevin Featherstone. The Road to Maastricht: Negotiating Economic and Monetary Union. Oxford University Press, 1999, p.101-102; David J. Howarth. The French Road to European Monetary Union. Palgrave, 2001, p.22, 37-38.
- [17] David J. Howarth. The French Road to European Monetary Union. Palgrave, 2001, p.26; Valerie Caton. France and the Politics of European Economic and Monetary Union. Palgrave Macmillan, 2015, p.5-6.
- [18] ティートマイヤー・ハンス. 財団法人国際通貨研究所・村瀬哲司監訳. ユーロへの挑戦. 京都大学学術出版会, 2007, p.51-65.
- [19] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.81-86.
- [20] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.84-100.
- [21] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.101-111.
- [22] グラント・チャールズ. 伴野文夫訳. EUを創った男—ドロール時代十年の秘録. 日本放送出版協会, 1995, p.30. なお, EC/EUの政策と運営は条約によって定められている. そのため, EC/EUが新たな政策領域に着手したり政策領域におけるEC/EUと加盟国の権限関係を変更したりする場合には, 条約を改正する必要がある.
- [23] グラント・チャールズ. 同書, p.40.
- [24] グラント・チャールズ. 同書, p.41; ティートマイヤー・ハンス. 財団法人国際通貨研究所・村瀬哲司監訳. ユーロへの挑戦. 京都大学学術出版会, 2007, p.113-121.
- [25] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.128-131.
- [26] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.132-135; Kenneth Dyson and Kevin Featherstone. The Road to Maastricht: Negotiating Economic and Monetary Union. Oxford University Press, 1999, pp.167-170.
- [27] ティートマイヤー・ハンス. 財団法人国際通貨研究所・村瀬哲司監訳. ユーロへの挑戦. 京都大学学術出版会, 2007, p.139-143.
- [28] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.144-146; Kenneth Dyson and Kevin Featherstone. The Road to Maastricht: Negotiating Economic and Monetary Union. Oxford University Press, 1999, p.178-180.
- [29] ティートマイヤー・ハンス. 財団法人国際通貨研究所・村瀬哲司監訳. ユーロへの挑戦. 京都大学学術出版会, 2007, p.150.
- [30] ティートマイヤー・ハンス. 同書, p.156-157.
- [31] 以上の経緯については, 以下を参照した. Kenneth Dyson and Kevin Featherstone. The Road to Maastricht: Negotiating Economic and Monetary Union. Oxford University Press, 1999, p.187-188, 197, 204-205; グラント・チャールズ. 伴野文夫訳. EUを創った男—ドロール時代十年の秘録. 日本放送出版協会, 1995, p.102-20.
- [32] 以上の交渉過程や決定事項に関する記述は, 以下に依拠している. グラント・チャールズ. 同書, p.142-148.

- [33] グラント・チャールズ. 同書, p.146.
- [34] こうした交渉の経緯, 交渉結果, その際の加盟国とりわけドイツ, フランスの意図や国益については, 以下の文献を参照, 引用した. グラント・チャールズ. 同書, p.143-148, 183-184; Kenneth Dyson and Kevin Featherstone. *The Road to Maastricht: Negotiating Economic and Monetary Union*. Oxford University Press, 1999, p.210-211, 231-252.
- [35] 井上淳. はじめて学ぶ EU 歴史・制度・政策. 法律文化社, 2020, p.149.
- [36] 庄司克宏. 欧州連合 統治の論理とゆくえ. 岩波新書, 2007, p.131-134.
- [37] 田中素香. ユーロ 危機の中の統一通貨. 岩波新書, 2010, IV 章.
- [38] Amy Verdun. A historical institutionalist explanation of the EU's responses to the euro area financial crisis. *Journal of European Public Policy*. 2015, 22:2, p.223-225; Douglass Webber. *European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union*. Red Globe Press, 2019, p.78-83; 田中素香. ユーロ危機とギリシャ反乱. 岩波新書, 2016, p.30-32, 37-42.
- [39] Demosthenes Ioannou et al. European integration and the crisis: practice and theory. *Journal of European Public Policy*. 2015, 22:2, p.162-164; Douglass Webber. *European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union*. Red Globe Press, 2019, p.83-86.
- [40] 預金保険については, 一部加盟国の金融機関の不良債権が減らない限り, 特定国の負担で制度が維持されると懸念が表明され, 完全には進んでいない. なお, この項で扱った危機後の対応や事態の推移については, 主に以下の諸文献を参照した. Amy Verdun. (2015), A historical institutionalist explanation of the EU's responses to the euro area financial crisis. *Journal of European Public Policy*. 2015, 22:2, p.225-230; Demosthenes Ioannou et al. European integration and the crisis: practice and theory. *Journal of European Public Policy*. 2015, 22:2, p.157-162; Ledina Gocaj and Sophie Meunier. Time Will Tell: The EFSF, the ESM, and the Euro Crisis. *Journal of European Integration*. 2013, 35:3, p.239-253; Dirk Leuffen et al. *Differentiated Integration: Explaining Variation in the European Union*. Palgrave Macmillan, 2013, p.152-153; Douglass Webber. *European Disintegration? The Politics of Crisis in the European Union*. Red Globe Press, 2019, p.70-78; 田中素香. ユーロ危機の中の統一通貨. 岩波新書, 2010, V 章. 田中素香. ユーロ危機とギリシャ反乱. 岩波新書, 2016, I 章.
- [41] 以上のジョーンズたちの研究における主張については, 以下の文献に依拠している. Erik Jones et al. *Failing Forward? The Euro Crisis and the Incomplete Nature of European Integration*. *Comparative Political Studies*. 2015, 49:7, p.1010-1034.

---

## Abstract

---

This paper empirically describes a gradual development of European Union's (EU's) Economic and Monetary Union (EMU), in order to examine the explanatory power of Liberal Intergovernmentalism (LI).

LI provides us with a tool to understand EU's institutional choices, in other words, integration, by focusing on (1) national preference formation, (2) interstate bargaining, and (3) institutional choice. After the EU and its member states tackled the financial and fiscal crisis and launched a plan to complete a genuine EMU, some scholars of LI highlighted that the policy preference of Germany, as the creditor of the EU, influenced the outcome of negotiations / institutional choices.

However, all the decisions taken by EU and its member states are not concluded by German's interests. For example, European Central Bank's decision of an Outright Monetary Transactions contributed to calm down the crisis, though Germany opposed to the decision. Also, LI must show why a certain institutional solution was accepted by other member states and such a solution was understood as "lowering transaction costs". But LI's theoretical scope is static and short-time: LI explains a current institutional choice by the current national preference formation and interstate bargain at that time. It would be difficult to exhibit that member states learned from previous events and came to understand that a newly launched solution would contribute to lower the transaction costs of themselves. Therefore, this paper casts doubts on LI's arguments and analysis on the institutional choice after crisis, and exhibits the historical development of European Economic and Monetary Union.

The history of Economic and Monetary Union tells us that every institutional choice of European monetary / currency issue was not made of a single member state's preference. In the cases of the Werner Report (the initial plan for the economic and monetary union), the Snake, the European Monetary System, and the launch of Euro, member states' preferences were accepted / adopted partially and institutional designs in these cases were partial solutions to the questions at that times: integration was partially achieved and therefore integration was developed gradually. And what should be noted is that international financial market, especially speculation, might be both triggers of the crisis and judges to the European solutions to the crisis. These empirical findings imply that we have to consider other factors, for example, international political and economic environment, other than national governments and EU institutions, in order to analyze and explain the gradual development, in other words, stop and go, of European integration.

---

(受付日：2020年5月20日，受理日：2020年7月3日)

### 井上 淳 (いのうえ じゅん)

現職：大妻女子大学比較文化学部教授

慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程単位取得退学（法学博士）。

専門はEU研究，国際関係論，国際政治経済学。

主な著書：

域内市場統合におけるEU-加盟国間関係（単著，恵雅堂出版）

はじめて学ぶEU 歴史・制度・政策（単著，法律文化社）